

令和元年度

東総地区広域市町村圏内関係市・一部事務組合職員採用試験案内

[銚子市、旭市、匝瑳市、東総衛生組合、東総広域水道企業団、八匠水道企業団]

1 試験の目的

この試験は、銚子市、旭市、匝瑳市、東総衛生組合、東総広域水道企業団、八匠水道企業団に勤務する職員の採用候補者名簿を作成することを目的として実施するものです。

2 試験職種・採用予定人員・受験資格

募集团体 (市・組合)	職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格
銚 子 市	一般行政職 上 級	若干名	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和2年3月までに卒業見込みの方を含む。）。
	一般行政職 初 級	若干名	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
	一般行政職 初 級 (障害者対象)	若干名	昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、次の全ての要件を満たす方で、学歴を問わない。 (1) 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者 ア身体障害者手帳(1級から6級)又は都道府県知事の定める指定医による同等の身体障害を有する旨の診断書・意見書 イ都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ精神障害者保健福祉手帳 (2) 活字印刷文の出題への対応が可能であること。
	技術職(土木) 上 級	若干名	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和2年3月までに卒業見込みの方を含む。）。
	技術職(土木) 初 級	若干名	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。

銚子市	保健師職	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方又は令和2年春季までに資格取得見込みの方。
	消防職 初級	若干名	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 (男性)身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上 (女性)身長おおむね150cm以上、体重おおむね40kg以上 (男女共通)視力は矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ一眼で0.3以上、色覚については消防職員として職務執行に重大な支障がないこと、聴力左右正常、消防活動従事のため身体が強健であること。
旭市	一般行政職 上級	7名程度	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和2年3月までに卒業見込みの方を含む。)
	一般行政職 上級 (図書館司書)	1名程度	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、図書館司書の資格を有する方又は令和2年春季までに資格取得見込みの方。
	一般行政職 初級	3名程度	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
	一般行政職 初級 (障害者対象)	1名程度	昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、次の全ての要件を満たす方で、学歴を問わない。 (1)次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者 ア身体障害者手帳(1級から6級)又は都道府県知事の定める指定医による同等の身体障害を有する旨の診断書・意見書 イ都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ精神障害者保健福祉手帳 (2)活字印刷文の出題への対応が可能であること。
	技術職(土木) 上級	1名程度	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和2年3月までに卒業見込みの方を含む。)
	技術職(土木) 初級	1名程度	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
	技術職(建築) 上級	1名程度	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和2年3月までに卒業見込みの方を含む。)

旭市	保健師職	1名程度	昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方又は令和2年春季までに資格取得見込みの方。
	管理栄養士職	1名程度	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、管理栄養士の資格を有する方又は令和2年春季までに資格取得見込みの方。
	保育士職	7名程度	昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、保育士の資格を有する方又は令和2年春季までに資格取得見込みの方。
	消防職 初級	2名程度	平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 (男性)身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上 (女性)身長おおむね155cm以上、体重おおむね45kg以上 (男女共通)胸囲おおむね身長の2分の1以上、視力は矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ一眼で0.3以上、色覚については消防職員として職務執行に重大な支障がないこと、聴力左右正常、消防活動従事のため身体が強健であること。
匝瑳市	一般行政職 上級	5名程度	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和2年3月までに卒業見込みの方を含む。)
	一般行政職 初級 (障害者対象)	1名程度	昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、次の全ての要件を満たす方で、学歴を問わない。 (1)次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者 ア身体障害者手帳(1級から6級)又は都道府県知事の定める指定医による同等の身体障害を有する旨の診断書・意見書 イ都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ精神障害者保健福祉手帳 (2)活字印刷文の出題への対応が可能であること。
	技術職(土木) 上級	1名程度	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和2年3月までに卒業見込みの方を含む。)
	技術職(土木) 初級	1名程度	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。

匝 瑛 市	技術職（建築） 上 級	1 名程度	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、 学歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業した方（令和2年3月までに卒業見込み の方を含む。）。
	保 育 士 職	2 名程度	昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、保育士 及び幼稚園教諭両方の資格を有する方又は令和2年春季までに資 格取得見込みの方。 幼稚園教諭の免許状の修了確認期限が令和2年3月31日である 方は、採用時までに免許状更新講習修了確認を受けていること。
東総衛生 組 合	一般行政職 上 級	1 名	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学 歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業した方（令和2年3月までに卒業見込み の方を含む。）。
東総広域 水道企業団	一般行政職 上 級	1 名	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学 歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業した方（令和2年3月までに卒業見込み の方を含む。）。
	一般行政職 初 級	1 名	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、 学歴を問わない。
八匝水道 企 業 団	一般行政職 上 級	1 名	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、学 歴を問わない。 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業した方（令和2年3月までに卒業見込み の方を含む。）。
	技術職（土木） 初 級	1 名	平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学 歴を問わない。

(1) 銚子市の消防職にあつては、採用時に銚子市内又は隣接市町に居住し、通勤可能な方。

旭市の消防職にあつては、採用時に旭市内又は隣接市町に居住し、通勤可能な方。

(2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①日本の国籍を有しない方（保健師職、管理栄養士職、保育士職は除く）
- ②成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ③禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ④日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ⑤受験希望団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

※ご質問やご不明な点がございましたら受験団体に連絡してください。

3 職務内容

試験職種	職務内容
一般行政職上級・初級 (障害者対象含む)	主なものとして庶務・経理、企画・立案、調査、指導、折衝等、多岐の事務に従事します。
一般行政職上級 (図書館司書)	勤務する図書館で、本の収集や整理、読書の普及等に従事します。
技術職(土木)上級・初級	土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務等に従事します。
技術職(建築)上級	建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務等に従事します。
保健師職	住民の健康に関する各種指導等の業務に従事します。
管理栄養士職	栄養指導等の業務に従事します。
保育士職	公立保育所等において、乳幼児の保育業務に従事します。
消防職初級	地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除する任務に従事します。

4 受験の手続き

(1) 申込用紙の請求先

東総地区広域市町村圏事務組合又は受験を希望する団体の人事担当課へ申し出てください。
なお、郵送により希望する場合には封筒の表に「職員採用試験申込請求」と朱書し、郵便番号、住所、氏名を記入し 140 円切手を貼った A4 サイズの返信用封筒を同封してください。
また、東総地区広域市町村圏事務組合のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 申込手続

申込書及び受験票に必要事項をすべて記入し、試験通知(受験票)には必ず 6 2 円切手を貼り、受験を希望する団体の人事担当課へ直接持参するか、又は郵送してください。

なお、受験の申込は一団体に限り、かつそのうちの一職種とします。重複申込はできません。

郵送の場合は封筒の表に「採用試験申込」と朱書し、なるべく簡易書留にしてください。

受験票は、9 月上旬頃に東総地区広域市町村圏事務組合から郵送します。

また、障害者対象の職種を希望する場合は、障害者手帳の写し又は医師の診断書等の写しを添付し、申込書及び受験票の試験職種欄内の() 内に「障害者」と記入してください。

(3) その他

障害等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、あらかじめ受験団体に連絡してください。

5 受付期間

令和元年 7 月 2 9 日 (月) から令和元年 8 月 1 3 日 (火) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、郵送の場合は、8 月 1 3 日 (火) の消印があるものまで受け付けます。

受付時間は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までです。

6 試験の方法（第1次試験）

試験区分		募集团体	試験内容 (※出題分野等は別記参照)	解答時間
一般行政職	上級 (図書館司書 含む)	銚子市 旭市 東総衛生組合 東総広域水道企業団	択一式一般教養（区分3）	2時間
			事務適性検査	10分
		匝瑳市 八匝水道企業団	択一式一般教養（区分1）	2時間
			択一式専門	2時間
	初級	銚子市 旭市 東総広域水道企業団	択一式一般教養（区分4）	2時間
			事務適性検査	10分
		銚子市 旭市 匝瑳市	択一式一般教養（区分5）	1時間15分
			事務適性検査	10分
技術職 (土木・建築)	上級	銚子市 旭市	択一式一般教養（区分3）	2時間
			択一式専門	2時間
		匝瑳市	択一式一般教養（区分1）	2時間
			択一式専門	2時間
	初級	銚子市 旭市	択一式一般教養（区分4）	2時間
			択一式専門	1時間30分
		匝瑳市 八匝水道企業団	択一式一般教養（区分2）	2時間
			択一式専門	1時間30分
保健師職	銚子市	択一式一般教養（区分4）	2時間	
		択一式専門	1時間30分	
		旭市	択一式一般教養（区分5）	1時間15分
			択一式専門	1時間30分
管理栄養士職	旭市	択一式一般教養（区分5）	1時間15分	
		択一式専門	1時間30分	
保育士職	旭市	択一式一般教養（区分5）	1時間15分	
		択一式専門	1時間30分	
	匝瑳市	択一式一般教養（区分2）	2時間	
		択一式専門	1時間30分	
消防職	初級	銚子市	択一式一般教養（区分2）	2時間
			消防適性検査	15分
		旭市	択一式一般教養（区分4）	2時間
			消防適性検査	15分

消防職については、筆記試験終了後に**体力試験**を実施します。なお、旭市の消防職にあつては、簡易的な色覚確認を行います。（運動ができる服装を用意してください・・・トレーニングウェア、運動靴。また、雨天の場合は体育館で行いますので、体育館用の運動靴。）

(別 記)

一般教養試験 出題分野表

区 分	出 題 分 野	程 度 等
1	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 (20 題)	大学卒業程度以上
2	文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 (20 題)	高校卒業程度以上
3	時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題 (13 題)	大学卒業程度以上
4	文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 (27 題)	高校卒業程度以上
5	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題 (60 題)	高校卒業程度以上

専門試験 出題分野表

区 分	出 題 分 野	程 度 等
一般行政職 上級	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係 (40 題)	大学卒業程度
技術職 (土木) 上級	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む。) 及び材料・施工 (30 題)	大学卒業程度
技術職 (土木) 初級	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学 (構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工 (30 題)	高校卒業程度
技術職 (建築) 上級	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備及び建築施工 (30 題)	大学卒業程度
保 健 師 職	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論 (30 題)	資格免許職
管 理 栄 養 士 職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営 (30 題)	資格免許職
保 育 士 職	社会福祉、児童家庭福祉 (社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健 (精神保健を含む。) (30 題)	資格免許職

7 試験日時・会場等

試験の区分	日 時	試 験 会 場
第1次試験	令和元年9月22日(日) 受付開始 午前9時 試験開始 午前10時 試験終了 午後3時頃 (職種・受験団体により異なります。)	銚子市立銚子高等学校 <u>※消防職の体力試験は、筆記試験終了後実施します。</u>
第2次試験	令和元年10月下旬から12月に実施する予定です (受験団体により異なります。) 詳しくは、第1次試験合格者に通知します。 また、団体によっては第3次試験を実施します。	各団体の指定する場所

※ 試験会場を変更することがあります。その場合は該当者にのみ通知します。

8 試験結果等

(1) 第1次試験

受験した団体から合否にかかわらず本人に通知します。(令和元年10月中旬から11月上旬)

(2) 合格から採用までの経過

最終合格者は、試験職種ごとに参加団体において作成する採用候補者名簿に高得点順に登載され、そのうちから採用者が決定されます。

採用は、おおむね令和2年4月1日以降です。なお、採用候補者名簿に登載されても1年を経過すると失効することもあります。

(3) 資格・免許職の採用について

資格・免許の必要な職種については、それぞれの資格・免許を取得しないと採用されない場合があります。

9 給 与

(1) 初任給は各団体の給与条例の定めるところによって支給されます。

(2) 上記のほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

10 勤務時間等

(1) 勤務時間・・・原則として一週につき38時間45分、一日7時間45分
(ただし、消防職については、交替制勤務となります。)

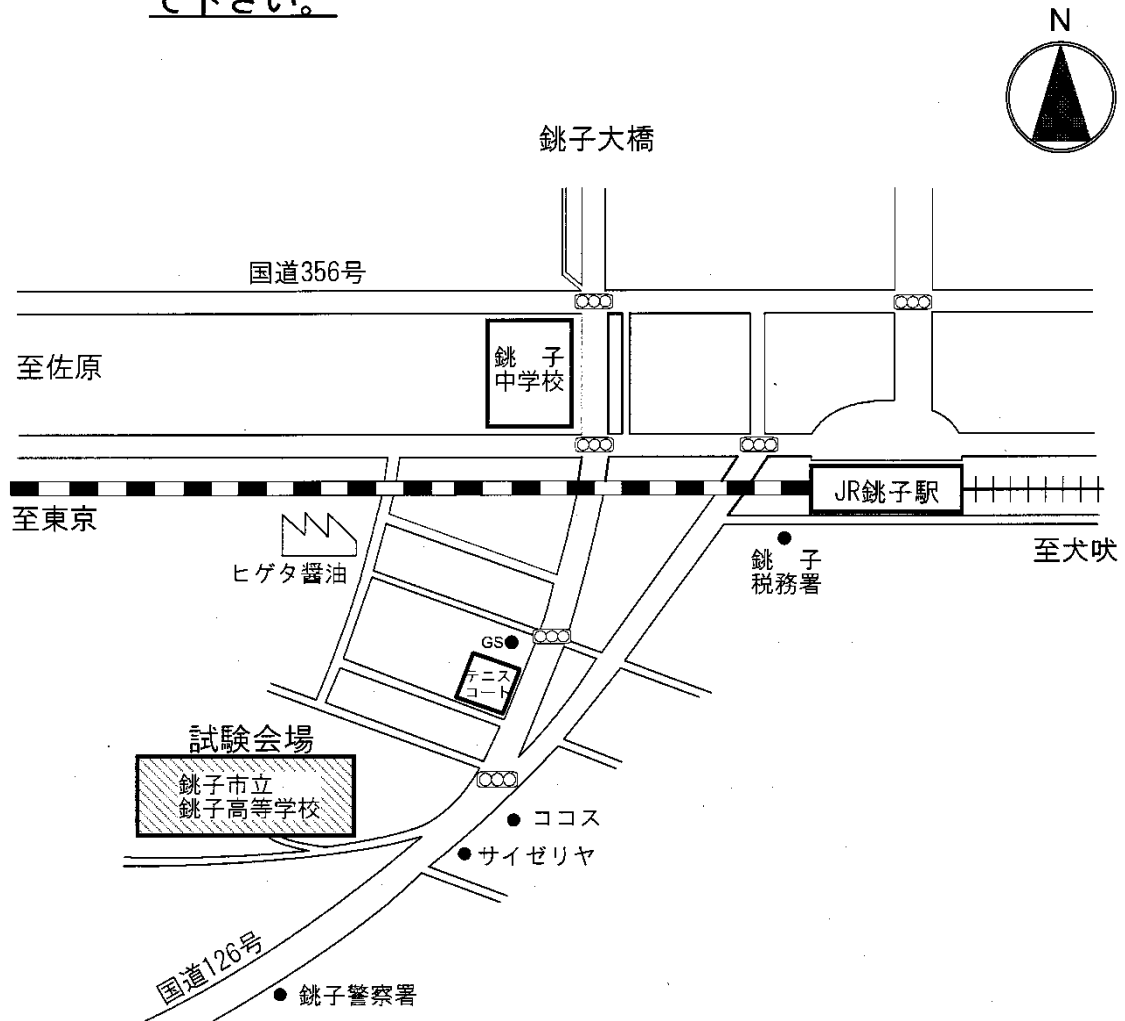
(2) 有給休暇・・・年次休暇、その他病気・結婚・忌引等の場合

11 問い合わせ先

団 体 名		所 在 地	電 話 番 号	
銚子市	一般行政職 技術職 保健師職	総務課人事室 人事研修班	〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1	0479(24)8928
	消 防 職	消 防 本 部 消 防 総 務 課	〒288-0801 銚子市唐子町371番地の2	0479(22)3204
旭 市	一般行政職 技術職 保健師職 管理栄養士職 保育士職	総務課職員班	〒289-2595 旭市二の1920番地	0479(62)5368
	消 防 職	消 防 本 部 総 務 課	〒289-2511 旭市イの2953番地1	0479(63)5355
匝 瑳 市		総務課人事班	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2	0479(73)0084
東総衛生組合		事務局庶務班	〒289-2504 旭市二の5933番地	0479(62)0794
東総広域水道企業団		総 務 課	〒289-0602 香取郡東庄町笹川ろ1番地	0478(86)3821
八匠水道企業団		総 務 班	〒289-2104 匝瑳市生尾10番地	0479(73)3171
東総地区広域市町村圏事務組合			〒289-2521 旭市ハの612番地1	0479(62)3305

試験会場：銚子市立銚子高等学校
所在地：銚子市春日町2689番地
連絡先：東総地区広域市町村圏事務組合
TEL 0479(62)3305
交通手段：電車・・・JR銚子駅より徒歩約20分

※ 駐車場はありませんので、公共交通機関を利用して下さい。
路上駐車や付近のファミリーレストラン、コンビニエンス・
ストアの駐車場に無断で駐車することの無いように注意し
て下さい。



※受験の注意

- 1 試験当日は、写真を貼った受験票、筆記用具（マークシート用HBの鉛筆・消しゴム）、上履き、下足入れ（ビニール袋等）、昼食を持参してください。
- 2 解答用紙への記載は、マークシート式で行います。
 - (1) マークの記入はあまり先のとがらないHBの鉛筆を使用してください。
 - (2) 訂正をする場合は、消しゴムであとが残らないように完全に消してから、新たに記入してください。
 - (3) その他マークシートの記入方法などは、試験当日会場で説明します。